

大淀町農業委員候補者の評価基準に関する要綱

令和２年２月１７日

(趣旨)

第１条 この要綱は、大淀町農業委員会候補者評価委員会運営要綱(平成２８年１２月２２日)に基づき、大淀町農業委員会候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)が大淀町農業委員候補者の評価を行うために必要な事項を定めるものとする。

(評価)

第２条 評価委員会は、大淀町農業委員会の委員選任に関する規則(平成２８年１２月２２日制定)第３条に基づき資格要件を満たしている者について、大淀町農業委員会の委員選任に関する要綱第５条に基づき推薦された者にあつては、大淀町農業委員会委員候補者推薦申込書により、同要綱第６条に基づき応募した者にあつては、大淀町農業委員会委員候補者応募申込書により、評価するものとする。

２ 評価の基準は別表第１のとおりとし、評価した結果を評価委員会の意見とする。

３ 前項の評価により評価した結果、同点となったことにより意見を述べ難いときは、面接による評価を行うものとする。

４ 前項の評価基準は別表第２のとおりとし、評価した結果を評価委員会の意見とする。

附則

この要綱は、令和２年２月１７日から施行する。

別表第１-１(第２条関係)

評価方法	評価項目	
書類評価	１	農業委員の業務について理解しているか。
	２	経歴から地域の農業をリードする活動をしてきたか。
	３	勤務している状況によって農業委員の活動に支障がないか。
	４	地域の農業を理解しているか。
	５	町が進める農業施策を理解し協力的か。
	６	担い手等への農地の集積や耕作放棄地の解消に理解があるか。
	７	地域から信任を得られているか。
	８	農業委員会等に関する法律第８条第７項に規定する者であるか
	９	農業委員会等に関する法律第８条第６項に規定する者であるか
	１０	認定農業者もしくは認定農業者に準ずるものであるか

別表第 1・2(第 2 条関係) 評価項目 1 ～ 7 に適要

評価	配点
非常に適している	5
普通	3
問題がある	1

別表第 1・3(第 2 条関係) 評価項目 8～10 に適要

評価項目		配点
8	農業委員会等に関する法律第 8 条第 7 項に規定する者であるか	50 歳未満 5 点 被推薦者・応募者のうち少ない比率の性別の者 5 点
9	農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項に規定する者であるか	中立的立場 5 点
10	認定農業者もしくは認定農業者に準ずるものであるか	認定農業者等 5 点

別表第 2・1(第 2 条関係)

評価方法	評価項目	
面接評価	1	地域の農業を育てようとする意欲があるか。
	2	農業委員としての適性はあるか。

別表第 2・2(第 2 条関係)

評価	配点
非常に適している	5
普通	3
問題がある	1